一般社団法人 Kochi-ke Surgery 定款

第１章 総 則

（名称）

第１条 当法人は、一般社団法人 Kochi-ke Surgery と称し、KKS と略称する。

（事務所）

第２条 当法人は、主たる事務所を 高知県南国市に置く。

２ 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

（目的）

第３条 当法人は、外科専門医の教育・育成を通じて、外科領域の医療技術の向上および学術的な発展に資することで、国民の健康と福祉に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

⑴　消化器外科，乳腺腫瘍外科，小児外科，呼吸器外科，心臓血管外科(以下これらをまとめて外科学講座と総称する)専門医研修・卒後教育プログラムの立案・遂行

⑵ 卒後臨床研修指定病院・外科及び専門研修連携施設(以下これらをまとめて関連病院と総称する)との相互協力・支援体制の構築、医師派遣

⑶ 高度医療、先進医療技術の研究・開発促進への支援

⑷ 医療安全対策と医療事故発生時の連絡、支援体制の確立

⑸ 臨床研究並びに臨床試験の質的向上への協力

⑹ 有為な人材発掘のための情報発信

⑺ 医師の労働環境・勤務条件の改善に関する提言並びに関係機関との折衝

⑻ 学術集会の開催

⑼ 各種研究会、講演会の開催及び講師の派遣

⑽ 正会員および準会員の海外留学支援および国際学会参加の支援

⑾ 財政基盤充実のための収益事業

⑿ その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

（公告の方法）

第５条 当法人の公告は、電子公告により行う。たたし、事故その他やむ得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

（機関の設置）

第６条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第２章 会 員

（法人の構成員）

第７条 当法人に次の会員を置く。

⑴ 正会員 当法人の目的に賛同して入会した外科専門医、または、外科専門医と同等の見識があると理事会が認める者

⑵ 準会員 外科専門医資格取得前に、当法人に入会を希望する外科修練医

⑶ 施設会員 当法人から専門研修連携施設としての医師派遣、並びに法人発展のための相互協力を行う施設

⑷ 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

⑸ 特別会員 当法人の運営に必要な知識や経験を有する者で理事が推薦し、理事会で承認を得た個人及び団体

２ 当法人の社員は、前項の会員のうち正会員及び準会員とし、社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第８条 会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会届を提出することにより、入会の申込みを行うものとする。

（経費等の負担）

第９条 会員は当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

２ 会員は、会費として、社員総会において別に定める額を納入しなければならない。これらの額の免除または減額についても、社員総会の定めるところによる。

（退社）

第１０条 会員は、いつでも退社することができる。ただし、１か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

（除名）

第１１条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし､又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第４９条第２項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

（社員等の資格喪失）

第１２条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

⑴ 退社したとき。

⑵ 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

⑶ 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

⑷ 2 年以上会費を滞納したとき。

⑸ 除名されたとき。

⑹ 総社員の同意があったとき。

（会員名簿）

第１３条【以下、条文番号をずらす】　当法人は、会員の氏名または名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第３章 社員総会

（構成）

第１４条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

（権限）

第１５条 社員総会は、次の事項について決議する。

⑴ 入会金及び会費の額

⑵ 社員の除名

⑶ 理事及び監事の選任又は解任

⑷ 理事及び監事の報酬等の額

⑸ 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認

⑹ 定款の変更

⑺ 解散及び残余財産の処分

⑻ その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

（開催）

第１６条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度の終了後一定の時期に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

（招集）

第１７条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

２ 総社員の議決権の５分の１以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）

第１８条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

（議決権）

第１９条 社員総会における議決権は、社員１名につき１個とする。

（決議）

第 20 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

２ 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

３ 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

４ 前項の規定によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

（議事録）

第２１条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

２ 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人２名が署名又は記名押印する。

第４章 役 員

（役員）

第２２条 当法人に、次の役員を置く。

⑴ 理事 ３名以上

⑵ 監事 １名以上

２ 理事のうち、１名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、理事の中から副会長を５名以内置くことができる。

３ 会長以外の理事のうち、副会長を一般法人法上の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第２３条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

２ 代表理事及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３ 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

４ 理事のうち、理事のいずれかの１名とその配偶者又は３親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第２４条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

２ 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

３ 副会長は、会長を補佐して当法人の業務を執行し、会長に事故あるときは又は欠けたときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順序により、その職務を代理する。

４ 前項の規定により会長の職務を代理する間、会長の職務を代理する副会長は、会長代理と称す。

５　会長及び副会長は、毎事業年度毎に４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２５条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

２ 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２６条 理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

２ 監事の任期は、 選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

３ 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４ 理事若しくは監事が欠けた場合又は定款第２２条第１項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２７条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（役員の報酬等）

第２８条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

２ 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支給をすることができる。

（取引の制限）

第２９条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

⑴ 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

⑵ 自己又は第三者のためにする当法人との取引

⑶ 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

２ 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（責任の一部免除）

第 30 条 一般法人法第１１４条第１項の規定により、理事及び監事の一般法人法第１１１条第１項の損害賠償責任について、“法令に規定する”額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

第５章 理事会

（構成）

第３１条 当法人に理事会を置く。

２ 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第３２条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

⑴ 業務執行の決定

⑵ 理事の職務の執行の監督

⑶ 会長及び副会長の選定及び解職

⑷ 予算及び事業計画の承認

⑸ 事務局の組織及び運営に関し必要な事項の決定

（開催）

第３３条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の２種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開催することはできない。

２ 通常理事会は、毎年２回開催する。

３ 臨時理事会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

（招集）

第３４条 理事会は、会長が招集する。

２ 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

（議長）

第３５条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

（決議）

第３６条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２ 前項の規定にかかわらず、一般法人法第９６条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第３７条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第９１条第２項の規定による報告については、この限りでない。

（議事録）

第３８条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

２ 出席した会長（会長が出席できなかったときは、副会長）及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

（理事会規則）

第３９条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第６章 基 金

（基金の拠出等）

第 40 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

２ 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。ただし、予め基金拠出契約において返還する期日を定めた場合は、当該期日を持って返還する。

３ 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第７章 計 算

（事業年度）

第 41 条 当法人の事業年度は、毎年１月１日から翌年 12 月３１日までの年１期とする。

（事業計画及び収支予算）

第 42 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に“当該事業年度が終了するまでの間”備え置く。

（事業報告及び決算）

第 43 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については、承認を受けなければならない。

⑴ 事業報告

⑵ 事業報告の附属明細書

⑶ 貸借対照表

⑷ 損益計算書

⑸ 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

２　前項第３号の貸借対照表について、定時社員総会の終結後遅滞なく公告するものとする。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置くとともに定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

⑴ 監査報告

（剰余金の不分配）

第 44 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第８章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第 45 条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

（解散）

第 46 条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第 47 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 補則

（委任）

第 48 条 本定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

（法令の準拠）

第 49 条 前条の規定に基づき定めたもののほか、本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

令和 7 年 3 月 13 日 定款第 16 条（開催）変更

令和 7 年 9 月 13 日 定款第 13 条（会員名簿）及び第 20 条（決議）変更

令和 8 年 6 月 1 3 日 定款第 4 条（事業）及び第 15 条（権限）及び第 24 条（理事の職務及び権限）及び第 33 条（開催）及び第 42 条（事業っ計画及び収支予算）及び第 43 条（事業報告及び決算）及び第 48 条（事務局）変更

上記は、当法人の現行定款に相違ありません。

令和　8年　6月16日

高知県南国市岡豊町小蓮高知大学医学部総合研究棟Ⅰ 4階

一般社団法人Ｋｏｃｈｉ－ｋｅ　Ｓｕｒｇｅｒｙ

代表理事 田村 昌也